

第一編

被災概況

大災害をもたらした兵庫県南部地震とは、いかなる地震であったのか、避けられない地震災害に対して、まちづくりはいかに進めておくべきなのかについて、識者の意見を取り上げつつ、今回の被災の実態、税理士会関係の被災状況をまとめたものである。

また、税理士会の会務、各人の税理士業務、生活環境を時系列で示すことによって、地震後の現況を立体的に理解していただけるように努めた。

●今回の震災の特色

●震災後の状況推移

●被害状況

1

今回の震災の特色

1 近代都市計画の歴史的曲がり角 〈阪神・淡路大地震の意味するもの〉

京都府立大学 広原盛明学長

2 兵庫県南部地震とは どんな地震だったのか

神戸市立櫛谷中学校
薮本 格教諭

1 近代都市計画の 歴史的曲がり角

阪神・淡路大震災の意味するもの



京都府立大学

広原盛明 学長

はじめに

阪神・淡路大震災の特質を都市計画視点から把握しようとするれば、第1に20世紀末において発生したという時代性(時間的性格)、第2に神戸市を中心とする阪神地域において発生したという地域性(空間的性格)への歴史認識ならびに社会分析が極めて重要な着眼点となろう。

いうまでもなく戦後半世紀という歴史的画期に位置する1990年代は、太平洋戦争の戦禍から再出発した戦後日本が戦災復興と高度経済成長という2大目標を達成し、いまやアメリカ圏・ヨーロッパ圏と並ぶ世界の3極体制の一角を占めるにいたった記念すべき時代である。この半世紀において、広く国民に支持され続けてきた「欧米先進国に追いつき追い越せ」との社会目標は、「暖衣飽食の時代」と評されるまでに過剰結実し、国民は「物の豊かさ」よりむしろ「心の豊かさ」を求めるようになった。そして、この心の豊かさを実現するキーワードとしての「生活の質」(Qual-

ity of Life) がいま改めて問い直されようとしている。

1 神戸・阪神地域の都市計画の特質

都市は都市生活の社会的容器であると同時に巨大な物的空間である。都市はまた生活の質を支える最も基本的なインフラ・ネットワークでもある。だから、心の豊かさを支える生活の質を実現しようとするれば、都市生活の容器であり物的基盤である都市空間をそのように計画的に整えてゆかなければならない。この長期にわたる営みが都市計画といわれるものである。

だが、わが国の都市計画の歩みを振り返るとき、生活の質をキーワードとする都市計画コンセプトの出現が意外に新しいことに気付く。東京市区改正条例（明治21年、1888年）、旧都市計画法（大正8年、1919年）、新都市計画法（昭和43年、1968年）など日本の近代都市計画の骨格をつくってきた各種法制は、いずれも物の豊かさを最大限追求するための「経済成長の都市計画」であり、かつそれをリードするための「官の都市計画」である点に最大の特徴を有していた。それは後進国である日本ができるだけ早く欧米先進国に追いつくために選択された「最適システム」であり、最も効率的な都市計画システムであったといえる。

神戸・阪神地域の都市計画は、日本の近代都市計画の特質をよく備えていることで知られている。むしろ、日本近代都市計画の「純粹結晶」が神戸・阪神地域の都市計画だといってもあながち間違いではあるまい。しかし、それは偶然でも何でもない。なぜなら、近代日本の国策によって神戸港が開港されて以来、神戸は明治維新を契機とする日本の近代化と軌を一にして一路成長を遂げてきた代表的な

新都市だからである。中世や近世に起源をもつ他都市の多くが数多くの歴史的社会的制約の下に置かれ、近代都市計画の発展が相対的に遅れたのに比べて、神戸・阪神地域ではまるで白地のキャンバスに絵を描くように思うがままの都市計画の展開が可能だったからである。とりわけ神戸では、開明的で優秀なテクノクラート（計画技術官僚）の一貫した指導の下に、周辺市町村の広域大合併を通して行政区域を拡げ、港湾・鉄道・道路・上下水道・公園などのインフラ整備と並行して周辺農村・農地の市街化を推進し、戦後は山間丘陵地域の宅地開発と臨海埋め立て事業を結びつけて市街地の飛躍的拡大と人口増加が図られてきた。だから、いまやわが国有数の大都市でもある神戸は、近代日本が1世紀有余の年月をかけてつくり上げた「大ニュータウン」ともいべき記念碑的存在なのである。

2 近代都市計画の終焉

とはいえ、最近になってこの「最適システム」にも深刻な陰りがみられるようになってきた。日本経済のファンダメンタルズがおかしくなり、社会全体を覆う閉塞状況が漸く都市計画分野にも及ぶようになってきたのである。私見によれば、わが国の近代都市計画は次のような5つの基本要件を背景にして成立していたと考えられる。第1が右肩上がりの経済成長、第2が持続的な人口増加と都市集中、第3が地価は必ず上るという土地神話、第4が地価上昇を構造的にビルトインした都市計画事業制度、第5が強固な集権的都市計画機構の存在である。つまり、日本経済とりわけ都市経済が絶えず成長し続け、そのことによって都市への資本集中・人口集中が持続し、工場・オフィス用地や住宅用地の切れ目ない需要増加によって都市の地価・不動産価

格と関連税収が一貫して上昇する。こんな3つの大前提の基で、集権的計画機構に基づくインフラ公共事業ならびに宅地開発事業・土地地区画整理事業・市街地再開発事業などの都市計画事業が効率的に推進されてきたのだといえよう。

ところが、バブル崩壊後の90年代に入って様相は一変した。第1に、かつては2桁の高水準を誇った経済成長率が「ゼロ成長」近くにまで落ち込み、現在にいたるもなかなか回復の兆しを見せることが出来ない。それどころか、これまで都市の経済活動の基礎部分を担ってきた都市型工業・製造業が相次いで海外に移転し、地域の産業空洞化が次第に加速化している。第2に、民族大移動とまでいわれた地方から大都市への人口移動が現在ほぼ完全に鎮静化し、今後の大都市人口は「減ることは、あっても増えることはない」と予測されている。また、大都市内部では既成市街地から郊外住宅地への若年・中年層の人口流出が止まらず、インナーシティでは人口減少と高齢化が凄まじい勢いで進行しているという新たな状況も生まれている。第3に、経済活動の減速化と人口の鈍化・減少にともない大都市での土地実需が構造的に減退し、これにバブル後遺症が加わって地価の下落になかなか歯止めがかからないでいる。地価は既にここ5年連続して下落しているにもかかわらず、未だに底が見えてこないのが実情である。そして、こうした大前提が崩壊する中で、一方では財政赤字の拡大から公共インフラ事業が徐々に制約されつつあり、他方では地価採算ベースの都市計画事業の具体化が次第に困難の度合いを深めている。つまり、近代都市計画という都市計画システムが集権的計画機構の制度疲労ともあいまって次第に機能不全状態に陥り、大げさにいえば「世紀末現象」

を呈しているのが現在の姿なのである。

3 阪神・淡路大震災による被災状況

不幸なことに、阪神・淡路大震災はこのような日本の近代都市計画が機能不全に陥った90年代状況の真っ只中において発生した。そして、神戸・阪神地域というわが国を代表する近代的大都市をいきなり襲ったのである。この1年半有余、数知れず開かれた都市計画学会・建築学会・都市住宅学会などの研究発表会やシンポジウムの席上において、筆者はその印象を「神戸・阪神地域という美しい都市が大地震にいきなり寝込みを襲われて布団を剥ぎ取られたようなもの」とその都度説明してきた。日本の近代都市計画の旗手であり、美しいシルエットで知られるハイカラ都市の神戸・阪神地域が、阪神・淡路大震災によって普段は滅多に見せることのない素顔と寝姿を頭先从爪の先まであらわにされたのである。

神戸・阪神地域の被災状況を一口でいえば、それは市民の生命と生活が直撃的に破壊された悲劇としか言い表しようがない。震度7の激震ベルト地帯に沿って家屋倒壊と圧死者が列を為し、長田区・兵庫区など神戸市内の密集市街地では火災による大規模な焼失がこれに加わった。なかでも「生活の質」に直接かわる住宅のひ弱さが目立った。個々の住宅が老朽化していて災害に無防備であったばかりでなく、そのような老朽住宅が密集している市街地の環境整備が近代都市計画システムの下ではともすれば軽視され、都市計画事業としての取り組みが決定的に立ち遅れていたのである。そればかりではない。「成長の都市計画」と「官の都市計画」の主役であったはずの鉄道・高架道路・橋梁・港湾など各種インフラ施設までが軒並み致命的な破壊・損傷

を被った。こうして日本が誇る近代都市としての神戸・阪神地域においてさえ、市民生活の安心・安全のための基本条件が必ずしも保障されず、近代都市としての「基礎体力」に決定的に欠けることが国内はもとより国際的にも白日の下にさらけ出されたのである。

4 震災復興計画における 近代シナリオと現代シナリオ

かつてない大災害に直面して、被災者も企業も行政も進退極まる状況に追い込まれた。とりわけ被災自治体の対応は困難をきわめたといってよい。避難所の緊急確保に始まり、ライフラインの復旧と応急仮設住宅の建設に全力を傾ける一方、なおかつ限られた時間内で中長期の震災復興計画を策定するという離れ業を強いられたのである。神ならぬ身の人間がこのような危機に望んで誤りない判断を下すことは到底不可能に近いであろうから、結果論として現在とやかくいうのは慎まなければならないと思う。とはいえ、冒頭にも述べたように、90年代が近代都市計画の歴史的終焉期とする筆者の歴史認識からすれば、21世紀に至る兵庫県や神戸・阪神地域の震災復興計画については一定のコメントが許されて然るべきと考える。

筆者は、これらの震災復興計画には基本的に2つの戦略的シナリオがあり得ると考えている。1つは従来の「成長」と「官」をキーワードとする近代都市計画路線を21世紀においても依然として追求し続けるという「近代シナリオ」、もう1つは震災復興計画を契機にして従来路線を「成長管理＝持続可能な成長＝生活の質」と「民のまちづくり」をキーワードとする現代都市計画へ移行させるという「現状シナリオ」である。そして兵庫県及び神戸・阪神地域の復興計画は基本的には前

者に軸足を置きながらも、最近では次第に後者の方向を模索しつつあるように思えるのである。

いまから1年前当時の震災復興計画のシナリオは、およそ以下のようなものであった。第1に、まずライフラインと産業インフラ施設を可能な限り早く復旧させて生産活動を再開させる。第2に、被災市街地は半壊・倒壊した家屋やガレキをできるだけ早く片づけて更地状態にし、全体として市街地整備が進みやすい状態にする。第3に、被災市街地の中でも復興拠点区域を限定して設定し、市街地再開発事業・土地区画整理事業を中心とする都市計画事業決定によって早急に整備する。第4に、この間、応急仮設住宅は市街地整備事業の妨げにならないように主として郊外開発用地か臨海埋め立て用地に建設し、被災者は市街地整備が進んだ段階で個別復旧させるか、あるいは郊外地域に建設した恒久住宅に集団的に移住させて収容する。第5に、一般被災市街地の復興については行政の手が届かないので基本的には住民の自力更生に委ねる。第6に、復興は単なる従前の復旧段階にとどめず、21世紀に飛躍するための跳躍台と位置づける、というものである。

だが、このシナリオの滑り出しは成功したが後が続かず、息切れ状態となった。原因は数多く挙げられるけれども、基本的には「成長」と「官」を機軸とする近代都市計画の前提条件がもはや崩れ去っていたことに根本原因があると思われる。もしこれが1960年代の高度経済成長期であったならば、事態の展開は現在と随分違ったものになっていたに違いない。日本全体の力強い経済成長の後押しと地元の復興景気ブームによって公共インフラ事業と拠点再開発事業が民間投資の強力な呼び水となり、「投資が投資を呼ぶ」開発効果が

生まれて、復興推進のためのダイナミックな原動力が作動していたと考えられるのである。しかしバブル崩壊後、地価の下落、設備・建設投資の減退、所得の低迷、雇用リストラによる失業増大など一連の不況動向が根強く継続する状況下においては、公共インフラ事業中心の復興事業の経済波及効果はそれほど大きいものにならなかった。近代シナリオに基づく公共インフラ事業計画は、もはや復興の牽引車としては決定的に力不足だったのである。

それからもう一つ、震災復興計画における近代シナリオには重大な誤算があったことも指摘しておかなければならないだろう。それは復興計画の実施にあたって「官」の力を過信するあまり、「民」の気持ちに対する配慮が著しく欠落していたことである。もともと日本の地方自治体の中でも優秀な人材を抱えることで知られる兵庫県や神戸・阪神地域においては相対的に議会・住民・民間企業などの発言力が弱く、従来からテクノクラート主導の行政体質が濃厚であった。それが結果として阪神・淡路大震災という非常事態の中でさらに増幅されざるを得なかったのは、誠に残念なことといわねばならない。例えば、その象徴的な出来事として被災2ヶ月後のあの電光石火の都市計画決定がある。逸早く都市計画を決定しなければ、被災市街地が再び元の危険な密集市街地に戻る恐れがある。だから行政が先手を打って都市計画決定を断行し、住民や民間企業の行動を導かねばならないとの主張である。この「官」の論理は当時は非常事態であっただけに一見説得力があるように思えた。だが、この論理を原理的に突き詰めていくと、「民」は非常時においてもその後においても妥当な判断と行動が出来ないので、賢明な「官」が先に決定する方がよいという

「官尊民卑」の思想に行き着かざるを得なくなる。

戦後50年の現在、未だこのような時代錯誤の考え方が行政の中に牢固として生き続けているのは誠に驚くべきことだが、実は震災後の事態はまさに正反対の方向で展開していたのではなかったか。震災直後から全国から駆けつけたあの膨大な「民」のボランティア活動なくして、行政だけの緊急対応は果して可能だったのであろうか。また、行政が遮二無二決定を急いだ都市計画決定にしても、その後の推移からみれば、事態は全くの逆効果でしかなかったことが現在ではあまりにも明らかであろう。いまや「民のまちづくり」を尊重出来ないような都市計画は、今後およそ実現する可能性はないといっても過言ではあるまい。

5 現代都市計画への模索

震災からはや2年に近い月日が経過しようとしている。この間、新聞各紙やテレビ・ラジオ各局は「震災1周年特集」「500日特集」「1年半特集」など季節の節目ごとに数々の特集記事や番組を組んできた。しかし残念ながら、依然として捗らない被災地の復旧・復興の実態を反映してか、紙面・番組の基調は「ライフラインやインフラは復旧したが、被災住民の生活・住宅再建がなかなか進まない」という点では変化がみられない。県外や市外に避難した人々の多くが従前居住地に戻れず、未だ流失した人口の回復策にも目途が立っていないのである。だが、このような事態を軽視することは許されない。今後、もはや急激な経済成長と人口増加が期待出来ない90年代状況においては、これ以上の人口減少傾向は構造的な都市衰退につながりかねないからである。

それでは事態の打開は果たしていままでのシナリオで可能だといえるだろうか。それには残念ながら「否」としか答えようがない。近代都市計画のシナリオでは何しろ被災市街地の復興に「時間」と「金」がかかり過ぎる。被災地の現実を直視すれば、従前居住者にはこのような「時間」と「金」の負担が余にも重過ぎることが明々白々なのである。都市計画事業によって幹線道路が貫通し整然とした町並みが姿をあらわす時まで、従前居住者の生活や体力が果たして耐えられるかどうか。この問い掛けに確答できる人はそう多くないと思う。いま被災者にとってとりあえず必要なのは「身丈に合ったまちづくり」なのであって、決して重装備の大都市計画ではないのである。

「成長管理＝持続可能な成長＝生活の質」をキーワードとする現代都市計画のシナリオは、第1に、震災復興の重点目標を大インフラ・ネットワークの建設計画ではなく、まず何よりも従前居住者が「元の街に帰ること」に設定しなければならないと思う。第2に、近代シナリオが21世紀の理想都市を建設するという「未来のゴール」を強調するのに対して、現代シナリオは被災者が日常生活に復帰するための現実的条件づくりという「現在のプロセス」を重視しなければならない。第3に、神戸・阪神地域にふさわしい都市アメニティとアイデンティティの実現回路を外在的な「都市デザイン」だけに依拠するだけでなく、住民が生活の質を内在的かつ連続的に発展させる「まちづくり」に連動させることが求められる。なぜなら、現代都市計画は市民・住民の安定した生活力の回復と継続すなわち生活の質の実現こそが都市の生命力の源泉であり、復興の原動力であり、そして持続可能な成長への道であると深く認識するからであ

る。

おわりに

現代都市計画の頁はまだ日本では開かれはじめたばかりである。先行する欧米先進国でもそれほど歴史は古くない。だが21世紀の初頭には、世界各国が先を争って現代都市計画の扉をたたき始めることだろう。我が国近代都市計画のフロントランナーである神戸・阪神地域が今回の阪神・淡路大震災の教訓に深く学び、現代都市計画においてもその光栄ある位置と先導的役割を果たすことを心から期待したい。

2

兵庫県南部地震とは どんな地震だったのか



神戸市立檀谷中学校
はし もと いたる
髭 本 格 教諭

ありふれた地震と最大級の震災

1995年1月17日、明石海峡の地下を震源として発生した兵庫県南部地震は地震の規模としては、決して巨大な地震ではなかった。地震の規模を示すマグニチュード7.2は大地震の範囲にあるが、この程度の地震は日本列島付近で過去100年間に200回以上発生している。

地震を起こす源になるのは地球の表面を覆うプレートの運動である。4枚のプレートの境界に位置し、そのために締めつけられている日本列島は世界で最大級の地震の多発地帯であり、平均すれば年に1回か2回はこのような地震が起こっている。

その一つとして兵庫県南部地震をみれば「ありふれた地震」であった。

しかし、それが引き起こした災害は「阪神・淡路大震災」とよばれ、死者は6000人を越し、家屋の全壊約10万棟、半壊約10万棟、全半焼7500棟のほか、鉄道・道路・港湾に甚大な被害をもたらした戦後最大のものとなってしまった。淡路、明石、神戸、芦屋、西宮、伊丹、

宝塚などの都市で、数十万人もの人々が自宅を逃れて避難をし、数十日～数か月もの間、電気・水道・ガスの絶たれた不自由な生活を強いられることになった。その点から見ると想像を絶する「最大級の大震災」であった。

この「ありふれた地震」と「想像を絶する大震災」の結びつきこそが兵庫県南部地震の最大のキーワードである。

寝耳に水の大地震と起こるべくして起こった地震

今回、地震に襲われた地域の市民のほとんどは「近畿地方には大きな地震はない」と信じていた。文字通り「寝耳に水の大地震」であった。

しかし、それはまったく根拠のない思いこみであった。それどころか、その逆の警告が地震学や地質学の立場から出されていた。

「この地域で、将来都市直下型の大地震が発生する可能性はあり、その時には断層付近で亀裂・変位がおこり、壊滅的な被害を受けることは間違いない」（1974.笠間・岸本）との警告が20年以上も前に出されていた。

その後も、三東（1979）や藤田・笠間（1983）などでも、兵庫県南部の地震の可能性について明確に述べていた。またほかにも研究者で近畿地方で大地震が迫っていることを力説していた人も少なくない（例えば尾池和夫、金折裕司など）。

このように兵庫県南部地震は科学的には「起こるべくして起こった地震」だった。しかし、その科学的な警告はまともには受け止められず、行政は想定される地震への対応をすることなく、市民には知らされなかった。そこには自然科学に対する軽視の態度と経済活動優先の行政の姿勢が結びついていたとも言えるだろう。

市民にとっては「寝耳に水の大地震」と科

学的には「起こるべくして起こった地震」のギャップは、市民の知る権利と行政の責任、教育のあり方、科学の役割について大きな教訓と反省を突きつけることになった。

地震対策の迷信を暴いた地震

地下の岩盤の破壊によって解き放たれたエネルギーが地震波として伝えられて地面を揺らし、地表のあらゆるものを揺り動かす。これが地震動である。

多くの人にとっては「何が起きているのかわからなかった」が、ある人は「ジェット機が飛び込んできたと思った」と言い、ある人は「まるで洗濯機の中にいるようだった」と表現する地表での揺れはたった20秒ほどの揺れだった。そのはじめの10秒までが強烈であった。「強い揺れが襲った」というよりも「衝撃的な破壊力を受けた」と表現する方が理解しやすいだろう。それは激震地では重力加速度を越す衝撃的な揺れだった。いろいろな物が飛び跳ねる現象がそれを示している。

そして家屋の倒壊はおそらく初めの数秒以内の大きな揺れの一発目で起こったと推定されている(1995.松田・竹村)。

「地震が来たらまず火の始末」とか「家具は金具で固定しよう」といった従来の心構えが役に立たないことが起こってしまった。何もできない間に家が壊れ、金具が引きちぎれて倒れてきた。

この揺れによって多くの家屋が倒壊し、家屋の倒壊率が30%を越す震度7の激震地が広がることとなった。須磨区から西宮にかけて幅1km~2kmの震度7地域が帯状に20kmにわたって広がった。それは「震災の帯」と呼ばれた。「震災の帯」がなぜできたのかをはじめ被害の原因を解明することは今後の地震対策を考える上で極めて重要なことである。

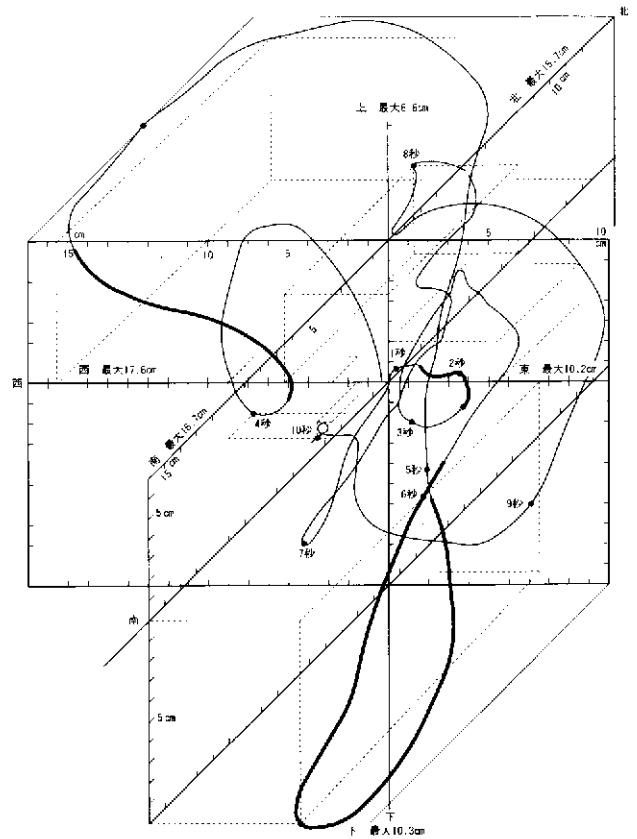


図1 兵庫県南部地震の立体的ゆれ
1995 阪神・下野 神戸海洋気象台変位波形
により0秒から10秒まで

〈引用・参考文献〉

- 1、尾池和夫 (1992)：日本地震列島、朝日新聞社
- 2、尾池和夫 (1995)：活動期に入った地震列島、岩波科学ライブラリー
- 3、尾池和夫 (1996)：総論・1995年兵庫県南部地震、阪神・淡路大震災誌、朝日新聞社
- 4、笠間太郎・岸本兆方 (1974)：神戸と地震、神戸市総務局・土木局
- 5、藤田和夫・笠間太郎 (1983)：神戸地域の地質、地質調査所
- 6、藤田和夫 (1983)：日本の山地形成論、蒼樹書房
- 7、藤田和夫 (1996)：近畿トライアングルと六甲変動、阪神・淡路大震災、東海大学出版界
- 8、兵庫県 (三東哲夫) (1979)：兵庫県震災対策調査報告書、兵庫県
- 9、金折裕司 (1995)：足元に活断層、朝日新聞社
- 10、松田高明・竹村厚司 (1995)：兵庫県南部地震における木造家屋の倒壊方向と分布、「阪神・淡路大震災と地質環境」論文集
- 11、菊池正幸 (1995)：遠地実体波による震源のメカニズム、月刊地球 No.13
- 12、多田亮ほか (1995)：1995年兵庫県南部地震の測地学的断層モデル、月刊地球 No.13
- 13、菅本格 (1995)：神戸でなぜ大地震が起こったのか、自費出版
- 14、菅本格 (1995)：兵庫県南部地震から知った科学を学ぶ意味、婦人之友96.9月号

被害は大きな視野で見ると震源となった断層の近くで激しかった。視点を小さくすると断層に近いほど被害が激しいとは言えないこともわかってきた。地下の地盤の厚さや構造が影響して「震災の帯」ができたらしい。さらに視野を小さくすると地表の地形や地盤の構成が被害を決定づけている。

「史上初の震度7」という表現をされることがあるがそれは正しくない。福井地震(1948年)のあと震度7が規定されて以降、初めて記録された震度7であったに過ぎない。それ以前にもたびたび震度7はあったことは過去の記録からも明らかである。

高層ビルや高速道路、新幹線、地下街などがひしめく近代的な大都市が作られて以降、それが壊滅的な被害を受けたという意味では「世界で初めての地震」とも言えるだろう。

しかし、そのことは大震災になってしまったのも「しかたがない」ものとして免罪できることを意味しない。「関東大震災級の地震にも耐えられる」という科学的ではない迷信がふりまかれていたことが重大な問題であった。

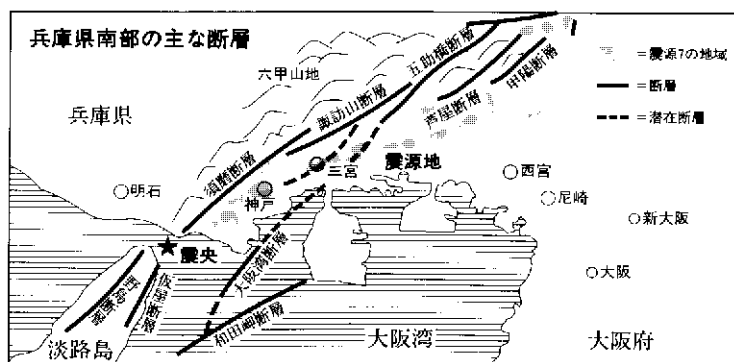
兵庫県南部地震は地震対策の「迷信を暴いた地震」であったし、その反省として「科学的な地震対策の出発となるべき地震」としなければいけない。

活断層が満期を迎えて起こした地震

地震は地下で大きな力を受けた岩盤がひずみ、それが限界に達した時に岩盤が破壊される現象である。ひずみはゆっくり長期にわたってたくわえられ、破壊は一気に瞬間的に起こる。積立貯金の満期日の全額引き出しが地震の発生に例えられよう。

では、どのように岩盤が破壊したのだろう

か。1995年1月17日、午前5時46分52秒に明石海峡の地下14kmで岩盤の破壊が始まった。これが震源である。破壊は点で始まり、面に広がっていく。震源から始まった破壊は、一方で淡路島の西海岸(北淡町)に広がり、もう一方で神戸側の須磨区南部から北東に向かって広がっていった。その破壊過程は各地で観測された地震波の解析や測地測量の結果の分析などから、3回のイベントとして飛び火するように(1995.菊池)、あるいは複雑骨折



神戸付近の主な断層と激震地の分布(文献14による)

のような形(1995.多田ほか)で起こったと推定されている。

地震を引き起こした地下の岩盤の破壊面が震源断層である。兵庫県南部地震を引き起こした震源断層は淡路では野島断層であった。神戸側ではまだ特定されていないが、六甲山地と市街地の境界を走る須磨断層や会下山断層、五助橋断層などの六甲断層系の何本かが震源断層となったと考えられる。

淡路ではその破壊は地表にまで達して、はっきりした食い違いを見せる断層として現れた。これが地表地震断層(野島断層)である。神戸市側では破壊面が深かったことからはっきりした地震断層は現れなかったが小規模の亀裂や変位が多数現れた。

地表で私たちが確認することのできる断層で、地質時代の最も新しい時代(第四紀・200

万年前よりあと)に動いた断層が活断層である。そして今後も活動する可能性がある「活きている断層」でもある。活断層は周期的に繰り返し活動することがわかっている。

神戸の周辺に多数の活断層が分布しているということは、神戸の周辺を震源とする大地震が過去にたびたびあった証拠である。兵庫県南部地震は、少なくとも1000年以上は活動していなかった活断層が「満期を迎えて起こした地震」だった。

六甲変動のひとこまとしての地震

今回の地震の結果、六甲山(931.13m)は12cmほど高くなった。淡路島も数十cmほど高くなった。神戸、淡路の周辺で数十cmほどの土地の動きがあった。例えば、私の住む西区では土地が全体に60cmほど北東に動いたらしい。奈良と姫路の距離は数cm程度短くなった。このような土地の水平・上下の動きを地殻変動という。

ふだんからそれぞれの土地は精密な測量によってやっととらえられる程度の相対的な動きをしているが、地震はもっと激しい地殻変動を起こす。このような地殻変動の積み重ねによって六甲山地のような山ができ、大阪湾のような盆地ができる。

六甲山地はいつごろから、どのようにして高くなってきたのだろうか。近畿地方には六甲山地のほか、比良山地、伊吹山地、鈴鹿山地、生駒山地などの山地がほぼ南北につらなり、その間に京都盆地や琵琶湖、奈良盆地、大阪平野などの盆地がある。山地と盆地が交互に何列もならぶこの地域は「近畿三角地帯(トライアングル)」と呼ばれ、このような地形ができてきたのは、ごく新しい時代の地殻変動の結果であることがわかっている。

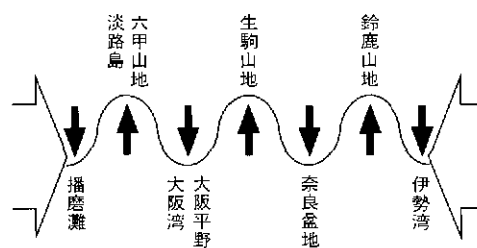
近畿トライアングルは東西からの巨大な圧縮力に締めつけられ、高まる山地と低まる盆地、その間を走る断層を形づくってきた。

その変動の歴史は地形や地層に刻み込まれている。例えば標高250mの西宮の甲山周辺には100万年前に海の底に堆積した地層が分布する。100万年前の海が山に登っていると言える。同じ地層は大阪湾の海底、500mに同じ地層がある。この事実は六甲山地が100万年前には現在のような姿ではなく、その半ばまでが海に覆われていたことを示している。

このような事実から明らかにされた六甲山地の歴史は、近畿の山と盆地の列をつくった地殻変動(六甲変動)が極めて新しい時代の極めて激しい変動であることを教えている。200万年ほど前からのゆっくりした変動は、約



東西方向からの圧力で、山地と盆地の列がくり返すという特徴がある



近畿地方の地形の特徴 (文献14による)

50万年前から激しさを増し、その変動は現在も進行中であることがわかってきた。現在という時代はその激しい変動の真っ只中にあるともいえる。

兵庫県南部地震は、新しい時代の激しい「六甲変動のひとつまとしての地震」に過ぎなかった。

単純に考えて、1000mの山が100万年間で高くなったとすれば、それは平均1年に1mmの上昇ということになる。マグニチュード7程度の地震では断層は1m程度の動きをすることが経験的に知られている。1mは1mmの1000倍だから、六甲山は過去100万年間に、今回のような地震を1000回起こしながら現在の姿になったと言える。

今回の地震でも六甲山は多少とも高くなった。自然は「地殻変動で山は高くなり、盆地は沈んでいく」という法則に従って、ごくありふれたささやかな動きをしたに過ぎない。兵庫県南部地震は自然の営みとしては「法則に従ったささやかな地殻変動としての地震」であり、それは同時に人間にとっては「どれくらい地震」だった。

この自然のスケールと人間の日常的なスケールの違いを知ることが、自然に対する人間のおごりを捨てることにつながるだろう。

静穏期の終わりと活動期の開始を告げる地震

兵庫県南部地震は「西日本の地震活動の静穏期のあと、久しぶりに起こった内陸都市直下の大地震」（1996.尾池）であった。

西日本で最も近い内陸の大地震は1948年福井地震（M.7.1死者3769人）であった。その前には内陸直下型の地震としては、1925年北但馬地震（M.6.8死者428人）、1927年北丹後地震（M.7.3死者2925人）、1943年鳥取地震（M.7.2死者1083人）など今回と同程度の地

震によって多大な被害を受けてきた歴史があった。

プレート境界型の巨大地震としては、1946年南海地震（M.8.0死者1330人）があった。それらは今からたかだか50年とか70年の「昔」に過ぎない。近畿地方を中心とする西日本はこのような地震の活動期が静穏期をはさんで規則的に繰り返している。

日本の内陸直下型地震として最大級の1891年濃尾地震（M.8.0死者7273人）から始まった先の活動期は、1961年北米濃地震（M.7.0死者8人）で終わりを告げ、それからの33年間にわたる私たちの記憶にある「近畿地方で地震が起こらない」時代であった。

その時代は、新幹線が走り、高速道路ができ、地下街と高層ビルが作られた時代でもあった。

兵庫県南部地震はその地震の「静穏期の終わりを告げる地震」であった。

過去の地震の活動期は、ほぼ100年の周期で繰り返す南海トラフと呼ばれるプレート境界の巨大地震をはさむ70年間であると考えられる。前回の南海地震が1946年であったから次の巨大地震は、あと40～50年後にやって来る可能性が極めて高い。

兵庫県南部地震は、その巨大地震の前の「活動期の始まりを告げる地震」でもあった。先に地震を定期預金の満期日の金額引き出しに例えたが、私たちは残念ながらそれぞれの定期預金の満期日をほとんど知ることができない。しかし、満期が近づいていることや最近引き出されていない断層が存在していることは知っている。

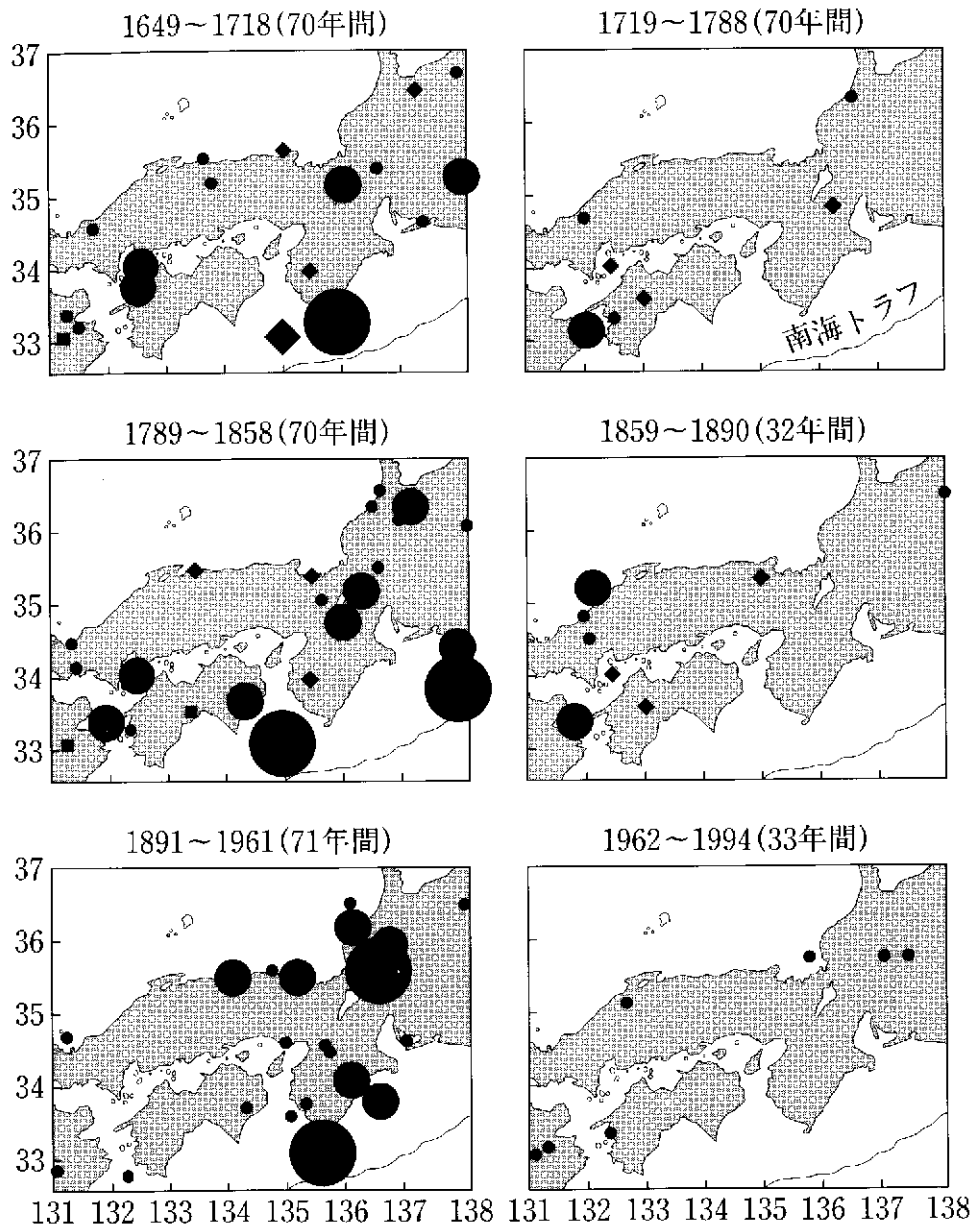
ひとつの断層が動くことによって止め金はずれたかのように、次々と隣接した断層が活動する例も知られている。

当分は、いつどの地域で大地震が起こって

も不思議ではない時代に入ったことを知っておきたい。

その時、兵庫県南部地震で淡路・神戸・阪神間の人々が経験した悲しさや苦しさを再び繰り返さないために、その教訓を正しく生か

していかなければならない。自然現象としての地震を止めることはできない。自然に人間は勝てない。自然を侮ってはいけない。自然に逆らわず、最大限の人間の知恵を出し合っていくことが求められているだろう。



過去の地震の活動期と静穏期
(尾池和男・1995「活動期に入った地震列島」より)

2

震災後の状況推移



寺村国税庁長官（中央）が
被災状況視察に来会
（平7.1.31）



日税連、
平田会長が
現地視察
（平7.1.31）



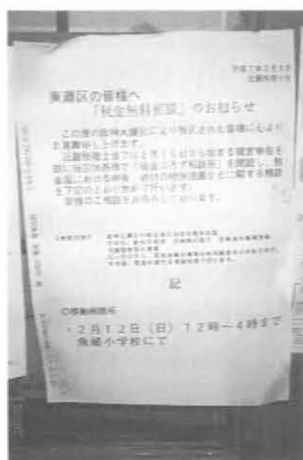
- 1 被災地域の出来事
- 2 税理士会の震災救援事業
- 3 震災税制の動き

1 被災地域の出来事

年 月 日	出 来 事	交 通 ・ ラ イ フ ラ イ ン 等
平 7 . 1 . 17	5 : 46 地震発生 M7.2 市内各所で火災発生	全交通機関途絶 電気・ガス・水道・電話 全てが途絶
1 . 18	死者 2,000人超 不明 1,058人 避難者 19万人 神戸市東灘区でLPGタンクのガス漏れ事故によって住民7万人が避難する。	
1 . 19	村山総理来神視察 死者 3,156人 スイスの救助犬が被災地入り 避難者 27万5千人	JR尼崎～甲子園口間開通 阪急宝塚線開通
1 . 20	死者 4,087人 一部震度7に訂正 避難者 31万5千人	新幹線東京～新大阪間開通
1 . 21	死者 4,555人 不明 665人	
1 . 22	死者 4,914人 犠牲者の大半は圧死 余震1000回を越す 震災後初の本格的な雨	
1 . 23	死者5千人越す 避難者 約31万人	電気一部を除いてほぼ回復 JR、阪急、阪神 西宮～三宮間に代替バスの運行開始
1 . 24	死者 5,062人 避難者 30万7千人 政府激甚災害に指定	
1 . 25	死者 5,070人 芦屋市で仮設住宅の申込み受付開始	JR甲子園口～芦屋間開通
1 . 26	神戸・西宮で震度4の余震	阪神甲子園～青木間開通
1 . 27		中国自動車道全線開通 仮設住宅の申込開始
1 . 28	死者 5,092人	国道43号線にバス専用レーン設置
1 . 29	神戸市の公費負担による建物の解体、撤去作業の受付開始	
1 . 30	西宮市の小、中、幼稚園13日ぶりの登校	JR神戸～須磨間開通 阪急仁川～宝塚間開通

年 月 日	出 来 事	交 通 ・ ラ イ フ ラ イ ン 等
平 7. 1. 31	天皇・皇后両陛下ご来訪 この冬一番の冷込み	断水世帯 神戸市 28万6800
2. 1	国道2・43号線 交通規制	阪神三宮～高速神戸間開通
2. 3	死者 5,244人	
2. 4		仮設住宅募集に9万世帯が応募。 競争率10倍
2. 5		阪急今津線全線開通
2. 6	義援金の受付開始（宝塚市） 死者 100,000円 全半壊 100,000円	
2. 8		JR芦屋～住吉間開通
2. 11		阪神青木～御影間開通
2. 13	建物の被害の判定に異議申し立て12,000件 ボランティアのべ100万人	阪急御影～王子公園間開通
2. 15		仮設住宅の入居開始
2. 16		地下鉄全線開通（新長田、上沢、三宮は通過）
2. 17	震災1ヶ月・各地追悼行事	
2. 18	洲本で震度4の余震（M4.9）	
2. 20		JR神戸～灘間開通 阪神三宮～岩屋間開通
2. 23	避難者20万人を割る 芦屋市の避難所で特注パネルの間仕切り始まる	
2. 28		仮設住宅二次募集開始
3. 1	さんちか営業開始	阪神岩屋～西灘間開通 阪急甲陽園～夙川間開通
3. 3	避難者10万人を割る	
3. 13		阪急王子公園～三宮間開通
3. 26		宝塚市、ガス全域で復旧
3. 31		神戸電鉄有馬口～有馬開通
4. 1		JR東海道線全線開通
4. 5	芦屋浜シーサイドタウンで液状化現象拡大する	
4. 7		阪急夙川～岡本間開通
4. 11		大阪ガス、被災地帯70万世帯の復旧宣言

年 月 日	出 来 事	交 通 ・ ラ イ フ ラ イ ン 等
平 7. 4. 18	1ドル80円を突破	
4. 20		須磨海浜水族園再開
4. 21	神戸市、り災証明数51万件を超える	
4. 27	自衛隊の完全撤収	
5. 12		六甲ライナー島内で運行
5. 22		ポートライナー島内で運行
5. 25	常陸宮ご夫妻被災地を訪問	
5. 28	サハリンで大地震	
5. 29	県内の避難者3万人を割る	
6. 1		阪急岡本～御影開通
		神戸高速阪急三宮～花隈開通
6. 5		ポートライナー 北埠頭～中公園開通
6. 12		阪急神戸線全線開通
6. 22		市営バス全線開通
		神戸電鉄全線開通
6. 26		阪神全線開通
7. 1		阪神高速湾岸線全線開通
7. 20		六甲ライナー一部開通
7. 31		ポートライナー全線開通
8. 13		神戸高速鉄道全線開通（大開駅は通過）
8. 23		六甲ライナー全線開通
9. 1	神戸市公費解体締切	
9. 30	西宮市避難所閉鎖	
12. 3	犠牲者のうち65歳以上が40%超と女性 は男子の1.5倍と厚生省発表	
8. 1. 17	兵庫県各自治体で慰霊祭開催	高速大開駅復旧
8. 4. 3		JR新長田駅再開



避難所にも税金よろず相談を積極的にPR



※数値等については、朝日新聞および神戸新聞から抜粋。

2 税理士会の震災救援事業

年 月 日	主 な 出 来 事
平 7. 1. 17	午前 5 時 46 分、兵庫県南部地震発生 テレビ報道の時間の経過とともに被害が飛躍的に大きくなるのを見て、はじめて震災の惨状を認識する。 被災地支部長等に電話するも不通
1. 18	森会長来局、打合せ——1 月 20 日の緊急正副会長会開催を決定 事務局職員手分けして、被災地会員全員に対し安否の確認、被災状況の把握作業を開始
1. 20	緊急正副会長会を開催 1. 救援対策本部の設置を決定 2. 被災会員の情報収集を早急に行うことを確認 3. 関係機関に震災に伴う特別立法等特別措置について要望することを決定
1. 23	大阪国税局長宛に「兵庫県南部地震に伴う緊急要望書」を提出 西宮税務署等西宮方面を視察（北野業務部長）
1. 24	西宮・神戸税務署等を視察（森会長、弓岡専務理事）
1. 25	被災地会員 2,609 人中、1,393 人までの安否等を確認（未確認 1,216 人） 日税連・被災会員に対する登録手数料等免除の特別措置を決定
1. 26	第 1 回 阪神・淡路大震災救援対策本部会を開催 1. 救援対策本部の組織及び本部常駐の割当について 2. 大阪府下支部長へ被災状況の報告方依頼について 3. 死亡会員及び配偶者死亡会員へのお見舞等について 4. 義援金の募集について 5. 被災会員のための特別融資についての国民金融公庫への要望について 6. 被災地での「税金よろず相談所」の開設について 7. 税務行政当局への緊急要望書の提出とその実現動向について 8. 阪神大震災の被災に係る税務上の取扱いについての資料の全会員への配布について
1. 27	第 1 回 阪神・淡路大震災救援対策本部の決定事項を役員及び支部長へ送付 兵庫県南部中小企業総合相談所及び神戸市立外国語大学内で被災支部会員による税務相談を開始 被災地外会員に義援金拠出方をお願い
1. 28	被災会員 2,609 人中、2,228 人までの安否等を確認（未確認 381 人） 被災地会員に、被災に係る税務上の取扱い等を緊急お知らせ 大阪市内等の支部長に、税金よろず相談所に伴う派遣税理士（2/6～2/15 分）の選定方をお願い

年月日	主 な 出 来 事
平 7. 1. 29 1. 30 1. 31	神戸新聞に、被災お見舞、被災会員への連絡方呼びかけ広告を掲載 被災地外会員に、被災に係る税務上の取扱い等を緊急お知らせ 平田日本税理士会連合会会長・被災支部等を訪問（森会長が案内） 寺村国税庁長官・被災地視察後本会を訪問 会員に対し安否確認を神戸新聞で呼び掛ける。（平7.1.29） ●近畿税理士会では、被災対策本部を設け、被災された納税者および税理士に対する税法上の救済措置等を行なう局に要請しています。また、税理士会員向けの被災関係の手引書の配布準備も進めております。 ●被災地域に事務所および住居を有する税理士会員の安否および被災状況の確認を行っています。被災会員または会員の被災情報をお持ちの方は、下記の臨時電話へ至急ご連絡ください。 ●被災者の皆様には、くれぐれもご自愛され活動されますようお願いいたします。 臨時 電話 06(943)4604 平成七年一月二十九日 近畿 税理士会 06(941)6886 ●近畿税理士会では、被災対策本部を設け、被災された納税者および税理士に対する税法上の救済措置等を行なう局に要請しています。また、税理士会員向けの被災関係の手引書の配布準備も進めております。 ●被災地域に事務所および住居を有する税理士会員の安否および被災状況の確認を行っています。被災会員または会員の被災情報をお持ちの方は、下記の臨時電話へ至急ご連絡ください。 ●被災者の皆様には、くれぐれもご自愛され活動されますようお願いいたします。 臨時 電話 06(943)4604 平成七年一月二十九日 近畿 税理士会 06(941)6886
2. 1 2. 2 2. 3 2. 4 2. 6 2. 8 2. 10	税金よろず相談所設置についての協力要請と下見のため、各納税協会（西宮・伊丹・神戸・兵庫・長田・須磨・灘）を訪問（池田税務援助対策部長等） 第2回 阪神・淡路大震災救援対策本部会を開催 1. 救援対策事業について（税金よろず相談の実施について） 2. 被災状況について 被災会員 2,609人中、2,528人までの安否等を確認（未確認 81人） 第1回税金よろず相談所の担当税理士との事前打合せ及び震災特例税務研修会（217人出席）を開催 ラジオ大阪に出演し、震災税務について説明（和田広報部長） 税金よろず相談所、移動税務相談所、税のホットライン（本部）一斉に開始 被災会員について、会員の証明書の証明手数料の免除を決定 被災会員 2,609人中、2,558人までの安否等を確認（未確認 51人） 第2回税金よろず相談所の担当税理士との事前打合せ及び震災特別法等研修会（119人出席）を開催 NHK兵庫県南部地震災害義援金募集委員会へ義援金3,000万円を寄贈（森会長他役員4人） テレビスポット放映の中止を決定（中止措置がテレビ局の事務上間に合わず、2月15日まで放映） 雑損控除の平成6年分への遡及適用等特別立法後の税金よろず相談所担当税理士を募集（大阪・京都市内等の会員対象） 兵庫県知事・兵庫県下市町長に対し「地方税の申告・納付等の期限延長措置についての緊急要望書」を提出 被災地の7支部長（神戸・兵庫・長田・須磨・西宮・芦屋・灘）との意見交換会（本部側出席者：森会長、坂本・井上両副会長、北野業務部長、池田登録委員長 於・神税ビル）

年 月 日	主 な 出 来 事
平 7. 2. 13	支部長会を開催 1. 救援対策本部の設置及び担当部署について 2. 災害救助法適用地域の被害状況について 3. 「税金よろず相談」の実施状況について 4. 地方税の申告・納付等の期限延長措置についての緊急要望書の送付について 5. 特別立法成立後の「税金よろず相談」従事会員の派遣について（ご依頼） 6. 被災地会員からの本部への要望等について 7. 兵庫県南部地震災害の被災会員に係る所得税等の緊急対応について
2. 14	日税連会長等へ「中小会社の最低資本金達成猶予期間（平 8 .3.31）の延長についての要望書」を提出
2. 15	テレビスポットの広告に替え「税のホットライン開設中 午前10時～午後 4 時 TEL 06-943-4604」のテロップを放映開始
2. 17	NHKの「大震災 1ヶ月」に出演（宮口研修部長、和田広報部長）
2. 18	第 3 回税金よろず相談所担当税理士との事前打合せ会並びに震災税務研修会を開催
2. 20	綱紀委員会より被災地外の会員に対し「顧問税理士の被災に伴い当該顧問先企業から被災地外税理士に業務委嘱を依頼された場合の対応についてのお願い」の文書を発送
2. 23	阪神・淡路大震災に係る税務資料を会員宛に送付 朝日・読売新聞に「税のホットライン開設」広告を掲載
2. 28	被災会員 2,609人全員の安否等を確認（未確認者について、事務局職員現地訪問調査）
3. 1	阪神・淡路大震災救援対策本部会を開催 1. 阪神大震災における税理士の被災状況について 2. 義援金に関すること及び共済基金からの災害・傷病見舞金の給付に関することについて 3. 被災会員に対する通知等書類送達に関する臨時特別措置について 4. 被災会員に対する会費減免又は納付猶予について 5. 税のホットライン（本部）の常務理事担当について 6. その他の援助事業について（報告）
3. 3	会員に対し、被災状況報告書の提出方を要請 被災会員に対し「仮税理士事務所の届出書」の提出方を要請
3. 6	支部長（被災地外）に対し、3月16日～3月31日までの「被災者のための還付申告等税務相談実施に伴う相談担当税理士の派遣」を要請
3. 8	大阪国税局長等に対し「阪神・淡路大震災に関する税制上の取扱い等に関する緊急要望書」（第 2 次）を提出

年 月 日	主 な 出 来 事
平 7. 3. 8	被災地相談会場を訪問（森会長、池田登録委員長）
3. 10	被災地相談会場を訪問（弓岡専務理事、北野業務部長）
3. 17	第 4 回 阪神・淡路大震災救援対策本部会を開催
3. 17	1. 阪神大震災救援対策本部の組織について 2. 阪神・淡路大震災に関する税制上の取扱い等に関する緊急要望書の提出について 3. 義援金の入金状況について 4. 被災者のための「還付申告等税務相談」の実施について 5. 阪神・淡路大震災に関する税制上（第二次）の対応についてのタックスアンサーコードについて 6. 阪神・淡路大震災に関する第二次特別立法等の研修会開催について 被災会員に対し、会員章並びに事務所表示板の無償による再交付を決定
4. 1	兵庫県住宅総合相談所への税理士派遣についての契約書締結
4. 4	「税金・法律・融資の無料相談所」開設に伴う担当税理士派遣を被災地の関係 6 支部長に要請
4. 6	平成 7 年度・第 1 回支部長会を開催
	1. 阪神・淡路大震災の被災会員に対する会員章並びに事務所表示板再交付手数料に関する特別措置について 2. 阪神・淡路大震災の被災会員に対する通知等書類の送付先変更に関する臨時特別措置について 3. 阪神・淡路大震災救援対策本部に関する事項について 被災地 13 支部長会を開催
4. 14	1. 震災に係る今後の税金よろず相談の対応について 2. 震災関連支部への見舞金の交付について 第 5 回 阪神・淡路大震災救援対策本部会を開催
	1. 義援金の配分方法について 2. 4 月以降の税務相談事業について ① 税のホットライン（本部）の継続実施について ② 「税金・法律・融資の無料相談所」の開設について ③ 「兵庫県総合住宅相談所」の開設について 3. 阪神大震災救援対策本部から「阪神・淡路大震災対策特別委員会」への改組について
4. 27	被災支部への見舞金の送付
4. 28	大阪国税局長等へ「阪神・淡路大震災における税務上の取扱いに関する要望書」（第 3 次）を提出

年 月 日	主 な 出 来 事
平 7. 5. 11	兵庫県第 1 支部連内支部長会を開催 1. 今後の震災救援事業の取り組みについて 2. 義援金の配分について
6. 22	第31回 定期総会 阪神・淡路大震災対策特別委員会を設置 阪神・淡路大震災に対する対策等のため、下記のとおり特別委員会を設置する。 1. 設置の趣旨 平成 7 年 1 月 17 日の兵庫県南部地震による災害に対して、本会は、急拠「阪神大震災救援対策本部」を超法規的に設置して、震災直後の非常事態に対応してきた。 今後は、被災会員を含む被災者の復興活動に対する本会の支援事業を企画立案・実施し、また、前記対策本部の事業における反省をも顧慮しつつ「危機管理のマニュアル」の作成、それに基づく危機管理体制を確立するため、当該対策本部に代わるものとして、会務執行規則第 59 条に基づき、次のとおり特別委員会を設置する。 2. 特別委員会要綱 (1) 名 称 阪神・淡路大震災対策特別委員会 (2) 目 的 ① 阪神・淡路大震災の被災会員等に対する救援についての適切な対策の企画立案並びに実施 ② 危機管理マニュアルの作成並びに危機管理体制の確立 (3) 設置期間 平成 7 年 6 月 23 日より目的を達成したと認められるまでの間（理事会の議を経て解散） (4) 構 成 委員長 1 人、副委員長 3 人以内、委員若干人
7. 5	大阪国税局所得税課長に「震災に伴う税務上の取扱いについて」を照会
8. 29	第 1 回 阪神・淡路大震災対策特別委員会（以下、震災特別委員会と略す）を開催 1. 被災会員に対する救援対策の企画立案について 2. 危機管理マニュアルの作成並びに危機管理体制の確立について
9. 12	被災地域支部長会を開催 1. 税を知る週間及び平成 7 年分所得税確定申告期等における対応について
9. 18	第 2 回 震災特別委員会を開催 （第 1 回と同じ議題）
9. 30	専門家団体による被災者救援のための無料合同相談会に税理士を派遣

年 月 日	主 な 出 来 事
平 7. 10. 11	第 3 回 震災特別委員会を開催 (第 1 回と同じ議題)
10. 12	大阪国税局長等に対し「阪神・淡路大震災に関する緊急要望について」を提出
10. 16	理事会「阪神・淡路大震災指定地域における被災者のための確定申告相談に関する確認事項」を決定
10. 20	兵庫行政監察事務所主催の「震災復興特別相談所」に税理士（兵庫支部会員）を派遣
11. 2	被災者のための「広域申告相談センター」担当税理士を募集 (応募者：延べ2,331名)
11. 14	震災特別委員会小委員会を開催
11. 17	震災特別委員会小委員会を開催
11. 21	第 4 回 震災特別委員会を開催 1. 阪神・淡路大震災による自治体の減免措置に関する情報収集について 2. 危機管理マニュアルの作成並びに危機管理体制の確立について 3. 被災者のための「広域申告相談センター」の実施概要及び人選要領について
11. 29	東京税理士会役員と危機管理について情報交換
12. 1	震災特別委員会小委員会を開催 被災地10市11町長に対し「災害減免制度」についてお尋ねを提出
12. 13	震災特別委員会小委員会を開催
12. 14	震災特別委員会小委員会を開催
12. 20	被災会員からの被害状況申出書提出を締切り この申出書により、平成 8 年 1 月23日、義援金全額を分配
12. 21	被災者のための「広域申告相談センター」の担当税理士に対する震災税務の研
12. 22	修会を開催
12. 28	被災地会員 1,901人に対し「防災対策に関するアンケート調査」状を発送 (回収：877件) 「阪神・淡路大震災に係る所得税申告関係資料」を会員に対し送付
平 8. 1. 11	震災特別委員会小委員会を開催
1. 16	第 4 回 震災特別委員会を開催 1. 平成 8 年度・事業計画（案）並びに予算（案）作成の件 2. 税理士記念日（平成 8 年 2 月23日）における被災者のための税務相談会 (兵庫県第 1 支部連) に対する予算支出の件 3. 危機管理マニュアルの作成の進捗状況 名古屋税理士会災害対策特別委員会との情報交換

3 震災税制の動き

年 月 日	震 災 税 制
平 7. 1. 17	AM 5 : 46 地震発生
1. 25	国税庁告示 第 1 号 国税通則法施行令第 3 条第 1 項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、申告等の期限の延長となる地域を定める件 11市 7 町 （指定地域） 大阪府：豊中市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名町、北淡町、淡路町、一宮町、五色町、東浦町、西淡町
2. 8	大 蔵 省
2. 17	国 税 庁 兵庫県南部地震災害の被災者等の緊急対応措置を講ずる。 阪神・淡路大震災に関する取扱いについて 雑損控除の簡易計算ができるようにする 上記 2 月 8 日の緊急対応措置を国会に上程、成立 20日施行 震災関連特例 3 法 1. 災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（法律第 10 号） 2. 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係の法律の臨時特例に関する法律（以下「震災税特法という）（法律第 11 号） 3. 地方税法の一部を改正する法律（法律第 9 号）
2. 20	国 税 庁 阪神・淡路大震災による損害額の簡易計算の概要について 大阪国税局が作成した損害額の簡易計算の概要 法律 第 9 号 地方税法の一部を改正する法律 阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例 法律 第 10 号 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律 所得税の軽減免除又は徴収猶予等の適用対象となる者の所得限度額を 1,000 万円（改正前 600 万円）に引き上げる等の措置が講じられ、平成 6 年分の所得税から適用することとされた。 法律 第 11 号 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 大震災による住宅家財等の損失については、平成 6 年分の雑損控除とすること及び事業用資産の損失についても平成 6 年分の必要経費にできることなど所得税法の特例を定めたほか、被災者に係る関税の納期限を延長する等の特例を定めた。

年 月 日	震 災 税 制	
平 7 . 2 . 27	国 税 庁 【通 達】 課 法 2 - 1 課 審 4 - 11 査 調 4 - 1	阪神・淡路大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて 災害損失特別勘定（修繕費用の見積り）への繰入、復旧費用、 被災者用仮設住宅の設置費用及び災害見舞金等の取扱いを定 めた。
3 . 7	国 税 庁	大震災に係る平成 6 年分の所得税消費税の確定申告等の期限 の取扱いについて 指定地域 平成 8 年 3 月15日まで 指定地域外 平成 7 年 5 月31日まで
3 . 15	国税庁告示 第 2 号	大阪府及び兵庫県の一部の地域における国税に関する申告期 限等を指定する件 平 7 . 1 . 25の地域指定告示を受けて平 7 . 1 . 17から平 7 . 5 . 30までの間の期限が到来するものについては平 7 . 5 . 31まで 延長する。
3 . 24	法律 第42号	阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金 の制限の特例に関する法律 阪神・淡路大震災による被害により債務超過となった法人に対 しては平 9 . 1 . 16までの間、破産宣言に関して特例措置を設け るとともに、平 7 . 1 . 17において大阪府及び兵庫県内に本店登 記が所在していた株式会社及び有限会社について最低資本金 の猶予期間を平 9 . 3 . 31まで 1 年間延長する。
3 . 27	法律 第48号	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に 関する法律の一部改正 所得税、法人税、相続税、地価税、登録免許税、消費税、印紙 税の特例措置を定めたもの、また、上記最低資本金の特例措置 を定めた法律の適用を受ける株式会社及び有限会社について は、最低資本金を満たすための所得税の「みなし配当」の非課 税規定も同様に 1 年期間延長措置が設けられた。
	法律 第49号	地方税法の一部を改正する法律 固定資産税の特例等
	政令 第99号	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に 関する法律施行令の一部改正 上記法律の一部改正に伴い、所得税、法人税、相続税、地価税、 登録免許税、印紙税の特別措置の範囲及び手続等を定めた。
3 . 27	政令 第100号	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施 行に関する政令の一部を改正する政令 相続税又は贈与税の災害により被害を受けた場合の減免措置 の適用対象に、動産等の価値の10分の 1 以上の被害を受けた者 を追加した。

年 月 日	震 災 税 制
平 7. 3. 27	政令 第101号 地方税法施行令の一部を改正する政令 法人の事業税に係る特例等 国税庁告示 第 3 号 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第39条に規定する別に定める日を定める件 被災した事業者が消費税に関する課税事業者選択届出書、簡易課税制度選択届出書、簡易課税制度選択不適用届出書等を期限までに提出できなかった場合でも、<u>指定日</u>までに提出することにより期限内提出があったものと取り扱われることとされ、その指定日を平 7. 5. 31(又は申請により税務署長の定めた日)と定めた。
4. 6	課所 4-5 阪神・淡路大震災に関する諸費用等の所得税の取扱いについて 課資 3-2 災害損失特別勘定(修繕費用の見積り)への繰入、復旧費用及び災害見舞金等の取扱いを定めた。 課審 3-23 課審 5-3 【通 達】
4. 25	課資 3-3 大震災の被災者に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (例 規) の一部改正に伴う所得税(譲渡所得関係)の取扱いについて 課所 4-7 【通 達】 ○被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅を取得した場合の譲渡所得の課税の特例 ○土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例 ○特定の事業用資産の買換等の場合の譲渡所得の課税の特例
5. 11	課資 4-2 大震災に係る地価税の取扱いについて 【通 達】 地価税法の特例 課資 4-4 地価税の免除措置に係る関係様式の制定について 【通 達】 免除対象土地等の明細書等の様式
8. 9	課所 4-10 阪神・淡路大震災の被害者等に係る国税関係法律の臨時特例に 課審 3-44 関する法律に係る所得税の取扱いについて 【通 達】 ○被災者向け優良賃貸住宅の割増償却 ○被災代替資産等の特別償却 ○住宅の所得等をした場合の所得税額の特別控除の適用期間に係る特例
8. 18	課評 2-8 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に 課資 2-139 関する法律に規定する特定株式等の評価について 【通 達】 「特定株式等」を類似業種比準価格方式及び純資産価格方式を用いて評価する場合の評価方法について明示

年 月 日	震 災 税 制
平 7. 8. 18	課評 2－9 課資 2－140 【通 達】 阪神・淡路大震災の発生日以後に相続等により取得した財産の評価について 「被災した造成中の宅地の評価」、「被災家屋の評価」等について明示



3

被害状況



被災地 7 支部長が状況報告
(H.7.2.10、神戸・神税ビル)

1 税理士会員の被害数

(安否確認の状況)

1月17日午前、森会長から、事務局に対し被災地会員の安否確認を至急行えとの指示があり、直ちに被災地支部長に電話をした。いずれも話し中やピーツという音のみで全く通じない。一方、時間の経過とともに死者・行方不明者の増大、ライフラインの壊滅などが報道され、その惨状に息をのむ。そのうち被災地に住む事務局職員から、公衆電話ならとの情報を得、何とか数人の支部長と連絡がとれたが、自身損壊を受けており、また、情報もない混乱状態のなかで、会員の安否を気づかっていた。

1月18日、森会長より、1月20日の緊急正副会長会の開催、そこでの救援対策本部の設置決定の意向が示され、被災者会員等への対応が始動した。

安否確認については、事務局職員全員が手分けして、災害救助法適用指定地域11市7町の支部会員1,846人及び同地域に居住する他地域会員761人に電話戦術を始めるとともに、大阪府下支部長にも調査依頼を行った。その結果、1月23日までは殆んど電話不通であったが、25日までに約50%、28日までには2,607人中2,228人まで確認ができた。

その後も、毎日、電話連絡を続け、支部や会員からの情報も加えて2月8日、残り41人の未確認にまで漕ぎつけた。この41人に対しては被災各地で実施するよろず相談での現地入りを機に、未連絡者の事務所・自宅を訪問、以前からの不明者6人を除いて2月18日安否確認は終了した。

1 税理士会員の被害数

2 京阪神地方の人的被害 と建物被害

(人的被害の状況)

地震により本会会員4人が亡くなりました。

兵庫支部 前川 睦雄 会 員

兵庫支部 沼田 桂吉 会 員

芦屋支部 上 信二郎 会 員

西宮支部 細川 邦士 会 員

このほか、会員の家族6名、事務所職員3名が亡くなりました。

心からお悔み申し上げ、冥福をお祈り申し上げます。

(物的被害の状況)

地震直後の電話による聞き取り調査を約10日間で85%終えたが、建物の損壊状況につい

ては立入り禁止ビル、傾き、壁の崩落等会員自身も判断しにくいものがあったこと、また、調査した事務局も最初の1～2日は安否確認を優先したことと、各人各様の判断基準で調査した等のため、後日の支部の調査と異なる結果となった。

後に、義援金・見舞金の給付に際してはこの教訓を踏まえ、基準を明確にして、本人から申請された被害状況によることとした。家財・事務機等については、被災地会員全員に被害があったと考え、アンケート以外は、細かな調査はしていない。



税理士事務所の惨状



税理士会員の被害数（平成8年1月23日現在）

支部名	提出数	事務所			自宅			事務所・自宅兼用			本人			家族死亡者	事務員死亡者
		全壊	半壊	一部	全壊	半壊	一部	全壊	半壊	一部	死亡	重傷	軽傷		
東	40			1	13	15	11								
西	16				8	4	4								
港	6						6						1		
南	9				2	3	4								
浪速	5				2	1	2						1	1	
北	76			2	13	25	37		1			1			
福島	6		2	1	5	1									
大淀	22		1		3	6	12								
西淀川	4		1			4									
東淀川	19			3	4	6	9						4		
旭	6				2	2	2						1		
城東	5						4			1					
天王寺	2				1	1									
生野	1				1										
東成	2				1	1									
阿倍野	3				2	1							1		
東住吉	1									1					
東大阪	1					1									
堺	1				1										
吹田	14			2		1	6			7					
豊能	18			5		4	1	1	2	9			1		
中京	1					1									
神戸	250	56	72	58	42	44	75	3	7	8			4	1	2
灘	56	6	4	4	4	2	6	20	10	11			1	1	
須磨	58	4	4	7	8	6	10	10	11	11			1		
兵庫	89	18	17	16	9	11	26	7	11	7	2			2	
長田	67	16	11	13	8	8	13	7	7	5		1	3		
芦屋	79	9	7	14	9	9	10	20	14	11	1		5	1	
明石	37	4	3	8	2	9	7	4	8	2					
加古川	1					1									
西宮	100	8	10	20	15	13	14	27	11	12	1		8		1
尼崎	68		5	16	5	23	10	1	11	12					
伊丹	40	1	1	7		6	9	1	8	12			1		
洲本	6							3	2	1					
三木	3					1	1			1					
西脇	1									1					
大津	1						1								
合計	1114	122	138	177	160	210	280	104	103	112	4	2	32	6	3

*会員より提出された「兵庫県南部地震被災状況申出書」及び「共済基金給付申請書」による

全壊 386 + 半壊 451 = 837件
 一部損壊 569件
 （重複含む）1406件

（正味）

全半壊 763人
 一部損壊 351人

本人死亡 4人
 重傷 2人
 家族死亡 6人
 事務所員死亡 3人

2 京阪神地方の人的被害と建物被害

兵庫県南部地震は、近代都市神戸を中心とする阪神・淡路を震度7という激震が襲ったもので、正に未曾有の災害をもたらした。ただ不幸中の幸いだったのは、地震発生が午前5時46分という未明の、人々の活動前の時刻であったということである。

下表の被害は、人身及び建物上の数字に表わし得る被害にすぎない。地震のもたらした

被害は、人々の心に深い傷痕を残し、経済活動にも深刻な打撃を与えた。

ライフライン、交通・通信網は震災2年を経た現在、ほぼ復旧した。経済活動も徐々にではあるが復旧の緒についてきている。

しかし、仮設住宅で今なお10万余人の人々が生活し、途方に暮れている人々は、相当数にのぼると思われる。

震災そして復興を考えると、このことを忘れてはならない。

	人 的 被 害		建 物 被 害			
	死 者	負傷者	全 壊	半 壊	全 焼	半焼以下
兵 庫 県	6,279人	34,900人	105,349棟	123,191棟	7,048棟	417棟
神 戸 市	4,484	14,679	67,421	55,145	6,975	413
(中央区)	239	3,782	6,344	6,641	67	47
(灘 区)	923	1,112	12,757	5,675	466	95
(垂水区)	16	1,020	1,176	8,890	1	8
(須磨区)	383	637	7,696	5,608	407	35
(兵庫区)	540	1,755	9,533	8,109	940	113
(長田区)	907	533	15,521	8,282	4,759	75
(西 区)	10	1,640	436	3,262	—	2
(北 区)	11	817	271	3,140	1	2
(東灘区)	1,455	3,383	13,687	5,538	334	36
芦 屋 市	433	2,759	4,661	3,943	11	1
明 石 市	8	1,884	2,210	3,380	—	—
西 宮 市	1,107	6,386	19,500	16,300	50	2
宝 塚 市	116	1,100	1,339	3,718	2	—
尼 崎 市	48	3,786	4,880	25,520	8	—
伊 丹 市	19	2,581	1,369	7,200	1	—
川 西 市	2	485	536	2,583	—	—
淡 路 島	59	1,173	3,407	5,294	1	1
その他市町	3	67	26	108	—	—
大 阪 府	28	3,546	896	7,138	1	7
京 都 府	1	49	2	5	1	—
合 計	6,308	38,495	106,247	130,334	7,050	424

(1996年1月10日現在・『朝日新聞』より)